

## 山形県立山形工業高等学校 教育実習受入要綱

第1条 この要綱は、本校における教育実習生（以下「実習生」という。）の教育実習（以下「実習」という。）の受入について必要な事項を定めるものとする。

第2条 教員を志望する本校の卒業生が教育実習を希望するとき、在籍する大学又はその他の教育機関（以下「大学等」という。）からの申込みを受け、受入を行うものとする。卒業生以外の者については、面接などの審査を行い、受入の諾否を判断する。

第3条 実習の受入期間を次の通りとする。

第1期 5月第3月曜日から2週間

第2期 9月第1月曜日から2週間

ただし、開始日を同じくして4週間の範囲で実習を認めることもできる。

第4条 受入は、学校運営及び教育活動に支障をきたさない範囲で承諾を行う。特別の事情が生じた場合、大学等との協議のうえ承諾の取消しを行うことがある。

第5条 実習の受入手続は、以下の通りとする。

①実習を希望する者は、実習の受入の申請を実習を希望する年の前年の11月末日までに行う。なお、必要に応じ、受入のための面接等を行うことができる。

②本校校長は、同年12月末日までに、教育実習内諾通知書（様式1号）及び教育実習受入要綱を内諾した者に送付する。

③内諾を受けた者は、大学等を通して、実習を希望する年の3月1日から4月15日までの間に、教育実習受入申込書（様式2号）に教育実習希望者名簿（様式3号）及び誓約書（様式4号）を添付し、本校校長に提出する。

④承認申請を受けた本校校長は、同年4月末日までに、教育実習承認通知書（様式5号）を大学等の長に送付する。

⑤承認を受けた大学等の長は、実習開始1ヶ月前までに、実習生の健康診断書（実習実施6ヶ月以内のもので、胸部X線撮影の所見のあるもの。大学等で実施されている定期健康診断によるものでよい。）及び各大学等において作成の教育実習要綱を本校校長に提出する。

第6条 第5条で規定する期日まで手続を行うことが出来ないことについて、相当の理由があり、本校校長が認めた場合は、その期日以降でも当該の手続を行うことができる。ただし、実習開始の前日までには、すべての手続を完了させなければならない。

第7条 受入の内諾又は承認を受けた後に辞退するものがある場合、大学等の長は理由を付した書面より速やかに本校校長に届け出なければならない。

第8条 本校校長は、実習生としてふさわしくない行為が認められた場合、直ちに実習を中止または承認の取消をすることができる。また、健康診断結果に異常所見が認められた場合は、受入を取消をすることもある。この場合、本校校長は、様式6号により速やかに大学等の長に通知しなければならない。

第9条 実習生が実習中に学校等に損害を与えた場合は、その費用を本人に請求することがある。

第10条 実習への往復における実習生の事故等については、学校は一切関知しないものとする。

第11条 実習生は、実習中に知り得た生徒等の個人情報を実習終了後も他に漏らしてはならない。

第12条 実習に係る通信費等の諸経費については、実習生が実費負担するものとする。

平成18年 6月26日 施行

教育実習の実施までの流れ

